

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
烏・神流川流域の減災に係る取組方針
(案)

平成28年9月7日

烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町、群馬県、埼玉県、
独立行政法人水資源機構、気象庁、関東地方整備局

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

烏・神流川流域においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全安心を担う沿川の2市3町（高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町）、群馬県、埼玉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、関東地方整備局で構成される「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成28年5月17日に設立し、減災のための目標を共有し、平成32年度を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下、「構成機関」という。)は以下のとおりである。

構成機関	構成員
高崎市	市長
藤岡市	市長
玉村町	町長
神川町	町長
上里町	町長
群馬県	県土整備部 河川課長
〃	総務部 危機管理室長
埼玉県	県土整備部 河川砂防課長
〃	危機管理防災部 消防防災課長
独立行政法人水資源機構	下久保ダム管理所長
気象庁	前橋地方气象台 次長
関東地方整備局	高崎河川国道事務所長

3. 烏・神流川流域の概要と主な課題

■地形的特徴

烏・神流川流域は、以下の特徴を持っている。

- ① 氾濫域は、沖積平野に農地や戸建の低層宅地が散在する土地利用が主体となっている。また、上越新幹線・北陸新幹線等の交通インフラの発達により首都圏のベッドタウン化が進んでいる。
- ② 烏川をはじめとして各支川ともに河床勾配が急な河川であるため、出水時には水位上昇が早い。
- ③ 烏川の氾濫流は右岸の支川堤防(鎚川、神流川、利根川支川小山川)、左岸は利根川の堤防で貯留され、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる。

■過去の被害状況と河川改修の状況

過去の洪水被害としては、昭和10年9月の台風10号により烏川の堤防が決壊し、高崎市において死者7名、流出家屋数10戸、床上浸水1000戸以上、君ヶ代橋、八千代橋が流出する被害が発生、また、昭和22年9月のカスリーン台風においても、烏川の堤防が決壊し、高崎市において死者2名、流出家屋21戸、床上浸水686戸の被害が発生した。

近年では、平成10年9月の台風5号及び平成12年9月の集中豪雨により高崎市寺尾、根小屋、下佐野地区で浸水被害が32haと45ha、両洪水でそれぞれ発生し、公共交通機関では上信電鉄が一時運休するなどの被害も発生した。また、平成19年9月の台風9号では鎚川流域で局所的な激しい豪雨となり、鎚川で氾濫危険水位を超え、鎚川下流部左岸の高崎市において浸水面積8haの被害が発生した。

烏・神流川の治水対策としては、昭和22年のカスリーン台風による被害を契機に、利根川改修改訂計画が策定され、昭和43年には神流川上流に下久保ダムが完成し、神流川から本川合流にかけて安全性が向上した。現在は、平成25年5月に策定された「利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画」に基づき烏川上流築堤事業等の改修事業を進めている。

今般、平成28年8月に公表した、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域はこれまでの実績洪水より、更に浸水面積や浸水深が大きく浸水の継続時間も長くなることが想定されることから、その被害はより甚大なものになることが予想される。

■ 烏・神流川流域の社会経済等の状況

烏・神流川流域の想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域には上越・北陸新幹線、JR高崎線、関越・上信越自動車道、国道17号などの基幹交通網が発達している。首都圏への交通の利便性が向上したことにより、ベッドタウン化が進み、群馬県の中核市である高崎市の人口を含む約8万人[※]が居住するなど、人口、資産が集積している。

更に防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合には社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

このような状況から、烏・神流川流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、社会経済への影響軽減、基幹交通、緊急輸送道路である国道17号における災害復旧に対する早期の道路機能の回復、防災拠点における機能の維持等の取組が発災時には急務となる。

※平成22年国勢調査

■鳥・神流川流域における主な課題

鳥・神流川流域における主な課題は、以下のとおりである。

- ①-1 氾濫域の低平地には、緊急避難が可能な高層建物や高台が少ない。
- ①-2 昭和22年のカスリーン台風以降、堤防決壊を伴うような大規模な水害が起きていないため、新興住宅地をはじめ水害を経験していない住民が増えている。
- ② 急激な水位上昇に加え、発令基準水位の間隔も狭いため、刻々と河川水位等の状況が変化する。
- ③-1 想定し得る最大規模降雨による洪水が発生した場合、鳥川と鏑川、神流川及び利根川支川小山川の合流点では、宅地エリアの浸水が3日間程度継続する。
- ③-2 洪水浸水想定区域には、緊急輸送道路である国道17号やJR高崎線などの交通インフラ、防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。
- ③-3 鳥・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。

これらの課題に対して、本協議会では、鳥・神流川流域で発生し得る大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」や緊急排水等による「社会経済被害の最小化」を目標として定め、主に以下の取り組みを行うものとする。

■ハード対策として、洪水を安全に流すための対策（堤防整備）や危機管理型の対策（既設堤防の法尻補強、堤防天端保護）、円滑かつ迅速な避難に資する施設整備、堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進、水防資機材の配備、災害対策車両の配備等

■ソフト対策として、急激な水位上昇に対応するリアルタイム情報提供、避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）の関連機関

との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上、広域避難計画の策定、想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップの策定・周知、要配慮者の避難計画の検討、避難訓練・水防訓練の実施、集団避難誘導者の指定・育成、小中学校等における水災害教育の実施、効果的な水防活動体制の強化、緊急排水計画（案）の作成及び訓練実施等

平成32年度までに各構成員が連携してこのような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

烏・神流川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである（別紙1参照）。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

※各項目課題●の番号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

項目	○現状と●課題	
(A) 想定される浸水リスクの周知	1○烏・神流川における想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を高崎河川国道事務所のWEB等で公表している。 2○県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について計画規模の外力による浸水想定区域図をWEB等で公表している。 3○市町は、洪水ハザードマップをWEB等で公表している。	
(B) 洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング	4●洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されておらず、浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域などの情報を正確に理解し、避難行動に繋がられるか懸念がある。	A-1
	1○洪水になるおそれがある場合、水防団や避難行動要支援者施設等への連絡を行っている。 2○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を、関東地方整備局（高崎河川国道事務所）と気象台の共同で実施している。 3○災害発生のおそれがある場合は、関東地方整備局（高崎河川国道事務所長）から関係市町長に情報伝達（ホットライン）を実施することとしている。	
	4●急激な水位上昇時に適切なタイミングで適確な情報を伝達できるか懸念がある。	B-1
5●洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	B-2	

項目	○現状と●課題	
	6●ホットラインの情報伝達の受信人員配備など関係機関との情報共有の確実性に懸念がある。	B-3
(C) 避難勧告等の発令基準	1○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。 2○関東地方整備局（高崎河川国道事務所）と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている。	
	3●氾濫位置により、避難地域が広範囲になることを想定しておく必要がある。	C-1
(D) 避難場所、避難経路	1○避難場所として公共施設等を指定し、洪水ハザードマップ、WEB等で周知している。 2○市が作成するハザードマップの作成支援を実施している。 3○広域避難を想定している。	
	4●住民が避難の必要性についてどれだけ理解しているかが課題である。	D-1
	5●広範囲な浸水による避難者数の増加や避難所の浸水等により、市内で避難所が不足するおそれがある。	D-2
	6●洪水ハザードマップに、避難経路に関する情報が不足している。	D-3
	7●危険箇所を考慮した避難経路の検討ができてない地域がある。	D-4
	8●広域避難として近隣自治体への避難を想定しているが、避難先の施設を十分確保できるかが課題である。	D-5
(E) 住民等への情報伝達の体制や方法	1○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。 2○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。	
	3○要配慮者施設や市民ホール等に避難に関する情報を伝達している。	

項目	○現状と●課題	
	4●大雨・暴風により防災行政無線や広報車の音声の聞き取りが困難となることが懸念される。	E-1
	5●災害情報について洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、住民へ十分浸透しておらず、水位情報のみを伝えても効果がない。	E-2
	6●コミュニティFMに難聴地域がある。	E-3
(F) 避難誘導體制	1○避難誘導は、地域防災計画に基づき市職員、消防本部、警察、水防団、自治会及び自主防災組織等が実施する。 2○要配慮者の避難誘導體制を定めている。 3○住民の避難訓練、講演会、研修会、防災教育による啓発活動を実施している。	
	4●外国人の避難誘導體制が確保されていない地域がある。	F-1
	5●要配慮者の個別事情を踏まえた避難計画を作成していない。	F-2

②水防に関する事項

項目	○現状と●課題	
(G) 河川水位等に係る情報の提供	1○災害対策本部から河川水位情報について水防団への連絡体制を定めている。	
	2●河川水位等の情報把握の遅れにより、防災対応の初動が遅れる事が懸念される。	G-1
(H) 河川の巡視区間	1○出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施している。また、出水時には、水防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	
	2○河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有する連絡体制がある。	
	3●洪水中の巡視は、安全確保に懸念がある。	H-1
(I) 水防活動の実施体制	1○水防協力団体、自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている。 2○自主防災組織への資機材の補助を行っている。	
	3●水防団員数の減少と高年齢化、サラリーマン団員の増加等により実働出勤者が減少し、また、水防工法、水防技術の知識低下が懸念される。	I-1
(J) 水防資機材の整備状況	1○水防倉庫等を設置し、各機関は水防資機材を備蓄している。	
	2●大規模水害の際には水防資機材は不足する。特に救助用のボートが不足する地域がある。	J-1

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	○現状と●課題	
(K) 排水施設、排水資機材の操作・運用	1○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。	
	2●烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。	K-1
	3●排水機場故障時のバックアップ体制に懸念がある。	K-2
	4●既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	K-3
(L) ダム等の危機管理型の運用	1○規定の操作ルールにより、下久保ダムの防災操作を実施している。 2○洪水の発生が予想される場合には、操作規則に基づき洪水警戒体制を執るとともに、関係機関へ体制発令の通知を行っている。 3○ダムからの放流及び防災操作開始時等においては、関係機関へ通知を行う。また、下流警報局舎のサイレン吹鳴及びスピーカ放送を行うとともに、警報車による巡視を行っている。 4○下流洪水被害軽減のため、所定の条件を満たした場合には、事前放流により洪水調節容量を増加させる取組を試行している。	
	5●近年の大規模水害の発生等を踏まえ、下久保ダムの計画規模を超えるような洪水に対して、下流被害を軽減するために、ダム容量の更なる有効活用を検討する必要がある。	L-1

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	○現状と●課題	
(M) 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	1○堤防が整備されていない区間について、堤防整備を進めている。	
	2●堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高い。	M-1

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

烏・神流川流域で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標として定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み「水防災意識社会」の再構築を行う。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※逃げ遅れ・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態。

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態。

【目標達成に向けた3本柱】

また、上記目標達成に向け、以下の取組を実施。

- (1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙2参照）

1) ハード対策の主な取組

各構成機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関	
■洪水を安全に流すための対策				
①	・優先的に実施する堤防整備（流下能力対策）	M-1	平成32年度	関東地方整備局
■危機管理型ハード対策				
①	・水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護	M-1	平成32年度	関東地方整備局
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備				
①	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための施設の整備	E-1 E-2 E-3 G-1	平成28年度から 順次実施	県、 関東地方整備局
②	・避難行動に必要な映像提供を考慮したCCTVカメラの配置	E-2 G-1	平成28年度から 順次実施	県
③	・観測機器、電源設備、通信経路、光ファイバー網等の二重化	E-2 G-1	平成30年度	県
④	・堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	K-1	平成32年度	関東地方整備局
⑤	・水防資機材の配備	J-1 K-3	引き続き実施	市町、県、 関東地方整備局
⑥	・排水ポンプ車等災害対策車両の配備	K-2 K-3	引き続き実施	市町、県、 水資源機構、 関東地方整備局

2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組				
①	・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	E-1 E-2 E-3 G-1	引き続き実施	市町、県、 水資源機構、 関東地方整備局
②	・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティ FM 放送の整備、防災ラジオの配布	E-1 E-2 E-3 G-1	引き続き実施	市町
③	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	E-1 E-2 G-1	引き続き実施	県、 関東地方整備局
④	・避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 B-3	平成 28 年度から 順次実施	市町、気象庁、 関東地方整備局
⑤	・広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 D-5	引き続き実施	市町
⑥	・緊急避難場所の確保	D-1 D-2	平成 28 年度から 順次実施	市町
⑦	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知	B-2 C-1	引き続き実施	気象庁、 関東地方整備局
⑧	・要配慮者の避難計画の検討	F-2	平成 29 年度から 順次実施	市町

主な取組項目		課題の 対応	目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組				
①	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A-1 C-1 D-1	平成 29 年度(県) 平成 28 年 8 月(国)	県、 関東地方整備局
②	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの策定・周知	A-1 C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 F-1	平成 28 年度から 順次実施	市町
③	・「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供等、防災気象情報の改善	B-2 E-2	平成 29 年度	気象庁
④	・地域の自主的な避難につながる避難訓練等の防災訓練の実施	D-1 D-2	引き続き実施	市町
⑤	・集団避難の誘導者の指定・育成	D-1 D-2	平成 28 年度から 順次実施	市町
⑥	・水防災に関する説明会の開催	A-1 B-2 D-1 E-2	引き続き実施	市町、県、 関東地方整備局
⑦	・教員を対象とした講習会の実施	A-1 B-2 D-1 E-2	平成 28 年度から 順次実施	気象庁、 関東地方整備局
⑧	・小中学校等における水災害教育の実施	A-1 B-2 D-1 E-2	引き続き実施	市町、県、 気象庁、 関東地方整備局
⑨	・住民等による防災知識の普及活動の推進	A-1 B-2 D-1 E-2	引き続き実施	市町、県、気象庁

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や体制人員の不足等が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
① ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施	A-1 B-2 D-1 E-2 H-1	引き続き実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 関東地方整備局
② ・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	H-1 I-1	引き続き実施	市町、県
③ ・水防団同士の連絡体制の確保	H-1 I-1	引き続き実施	市町
④ ・関係機関と連携した水防訓練の実施	I-1	引き続き実施	市町、県、 関東地方整備局
⑤ ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	I-1	引き続き実施	市町

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組

一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための効果的な排水活動に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組			
① ・洪水浸水想定区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成	K-1 K-2 K-3	平成 29 年度	関東地方整備局
② ・緊急排水計画(案)に基づく排水実働訓練の実施	K-3	平成 29 年度から定期的に実施	市町、県、 水資源機構、 関東地方整備局
③ ・ダム容量を最大限活用する防災操作の検討	L-1	平成 28 年度から検討実施	水資源機構

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方气象台)	関東地方整備局	課題	
(A)想定される浸水リスクの周知	<p>公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。</p> <p>・紙媒体による周知が義務ではなくなったが、今まで紙媒体での周知であったものを他の方法に切り替えることもできないので結局紙媒体で周知することとなり、費用面での負担が大きい。</p> <p>・想定最大規模の洪水や計画規模の洪水、浸水継続時間などきめ細かな情報提供が可能になる一方、多くの住民はそれぞれの情報を十分に理解せず、正確な情報を周知することの難しさが懸念される。</p>	<p>公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。</p> <p>・洪水浸水想定最大規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域等が公示されたが、今後自主防災組織等を介し住民への周知をしたい。</p>	<p>公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。</p>	<p>公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。</p>	<p>公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。</p>	<p>公共施設等を避難場所として指定し、WEBや洪水ハザードマップで公表している。</p>	<p>県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について計画規模の浸水想定区域図をWEB等で公表している。</p> <p>・水害リスクの受け入れと避難行動への誘導が課題である。</p> <p>・今後作成予定の新たな洪水浸水想定区域図における家屋倒壊危険ゾーンへの理解と避難行動のあり方に懸念がある。</p>	<p>県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について計画規模の浸水想定区域図をWEB等で公表している。</p>			<p>・烏・神流川における想定最大規模降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を高崎河川国道事務所のWEB等で公表している。</p>	<p>・洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されておらず、浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域などの情報を正確に理解し、避難行動に繋げられるか懸念がある。</p>
(B)洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング	<p>洪水になるおそれがある場合、水防団にメールで河川水位等の情報を連絡する。</p> <p>・想定最大規模の洪水や計画規模の洪水、浸水継続時間などきめ細かな情報提供が可能になる一方、多くの住民はそれぞれの情報を十分に理解せず、正確な情報を周知することの難しさが懸念される。</p> <p>・洪水時の河川水位情報の提供について、リアルタイムで水位が分かる訳ではないのでタイムラグが生じ、その分初動が遅れる懸念がある。</p>	<p>洪水になるおそれがある場合、住民にはメールで、また、水防団や区長には電話で河川水位等の情報を連絡する。</p>	<p>洪水になるおそれがある場合、住民や水防団にメールや電話で河川水位等の情報を連絡する。</p> <p>・玉村消防署・高崎河川国道事務所(樋管操作受託)・伊勢崎土木事務所に電話連絡している。</p>	<p>洪水になるおそれがある場合、住民や水防団に河川水位等の情報を連絡する。</p> <p>・避難行動支援者施設へ電話で連絡をしている。</p>	<p>洪水になるおそれがある場合、住民や水防団にメールや電話等で河川水位等の情報を連絡する。</p>	<p>県水位雨量情報HPにて、水位及び雨量を公表している。</p> <p>・洪水になるおそれがある場合、河川水位等の情報を市町の消防機関へFAXで連絡している。</p> <p>・水防本部(県庁)から高崎河川国道事務所、県警本部、前橋地方气象台、自衛隊、群馬県危機管理室(報道機関)へFAXで周知。</p> <p>・ホットラインについて洪水のおそれ時の判断と(一方の)不在時対応が課題である。</p> <p>・河川水位等の情報を関係機関と共有する際に情報伝達の受信人員配備と確実性(特に避難勧告等発令機関)に課題がある。</p> <p>・洪水時の河川水位等の情報提供について警戒水位の随時確認と避難情報への即応性に懸念がある。</p>	<p>埼玉県版川の防災情報HPにより水位及び雨量を公表している。</p> <p>・洪水になるおそれがある場合、住民に危険水位情報のメール配信サービスにより河川水位等の情報を連絡している。</p> <p>・陸上自衛隊、警察、消防防災課、NTT宛にFAXで情報伝達している</p>	<p>ダムにおける洪水調節の状況を随時公表</p>	<p>河川管理者と共同して指定河川洪水予報を発表。防災情報提供システムや気象庁HP、報道機関を通じて住民へ伝達。</p>	<p>河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と气象台の共同で発表している。また、災害発生のおそれがある場合には、関東地方整備局(高崎河川国道事務所長)から関係市町長に対して情報伝達(ホットライン)を実施することとしている。</p> <p>・急激な水位上昇時に適切なタイミングで適切な情報を伝達できるか懸念がある。</p>	<p>・急激な水位上昇時に適切なタイミングで適切な情報を伝達できるか懸念がある。</p> <p>・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。</p> <p>・ホットラインの情報伝達の受信人員配備など関係機関との情報共有の確実性に懸念がある。</p>	

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(C)避難 勧告等の 発令基準	<p>若泉、山名、岩鼻、高松水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画(2016年3月)に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 ・避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)を策定したが、その位置付けや内容を地域防災計画に反映させていない。 ・避難準備情報は要配慮者へ行動を促す情報という面もあるが、要配慮者の中にはベッドから動かすだけでも困難であり体調を崩してその後の生活に支障がある方がいたりする中で移動が困難な方々に対して避難勧告等よりも頻出する避難準備情報で避難行動を促しても、現実的には避難行動につながりにくい。 	<p>若泉、山名、岩鼻、鮎川水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画(平成28年2月)に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 	<p>岩鼻水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画(平成25年3月)に避難勧告等の発令基準を記載している(別に定める「避難判断・伝達マニュアル」により運用)。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 ・タイムラインの位置付けや内容を地域防災計画に反映させていない。 ・避難対象地域が広範囲となる傾向がある。 	<p>若泉水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画(平成26年2月)に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 ・タイムラインの位置付けや内容を地域防災計画に反映させている。 	<p>若泉水位観測所の水位情報により避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画(平成25年3月)に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に避難勧告等の発令を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの位置付けや内容を県地域防災計画に反映させていない。 ・洪水現象の同時多発時のタイムライン行動の確実な実施に課題がある。 ・広域避難の可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画にもとづくタイムラインを作成。 		<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報・注意報を発表している(注意警戒が必要な事項、注意警戒期間、ピーク時間、雨量などの予想最大値を発表)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台の共同で発表している。また、災害発生のおそれがある場合には、関東地方整備局(高崎河川国道事務所)から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫位置により、氾濫地域が広範囲になることを想定しておく必要がある。
(D)避難 場所、避 難経路	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・通行不能箇所、アンダーパス等危険箇所を洪水ハザードマップやWEBで周知している。 ・広域避難を想定している(新町地域→藤岡市)。 ・徒歩のみの避難を想定している。 ・広範囲に浸水した場合、避難所が不足するおそれがある。 ・住民が自分のこととして水害をイメージし、避難についてどれだけ意識しているかが問題であり課題である。 ・新町地域のような地域全体が浸水してしまう地域については、近隣の藤岡市へ避難するとしても避難先の施設を十分確保できるか懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・避難経路については記載していない。 ・徒歩のみの避難を想定している。 ・広範囲に浸水した場合、避難所が不足するおそれがある。 ・想定最大浸水域内に一部避難所があるため、今後検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・避難方向をハザードマップに記載している。 ・広域避難を想定している。 ・徒歩と車の避難を想定している。 ・広範囲に浸水した場合、避難所が不足するおそれがある。 ・避難場所の中には、浸水想定区域内の施設がある。 ・危険箇所の回避等、避難経路の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・避難経路を洪水ハザードマップに掲載している。 ・徒歩のみの避難を想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所として公共施設を指定し、洪水ハザードマップで周知している。 ・避難方向を洪水ハザードマップやWEBに掲載している。 ・徒歩のみの避難を想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図を作成し公表するなど、市が作成する洪水ハザードマップの作成支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図を作成し公表するなど、市が作成する洪水ハザードマップの作成支援を実施している。 			<ul style="list-style-type: none"> ・烏・神流川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を高崎河川国道事務所のWEB等で公表するなど、市町が作成する洪水ハザードマップの作成支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が避難の必要性についてどれだけ理解意識しているかが課題である。 ・広範囲な浸水による避難者数の増加や避難所の浸水等により、市内で避難所が不足するおそれがある。 ・洪水ハザードマップに、避難経路に関する情報が不足している。 ・危険箇所を考慮した避難経路の検討ができていない地域がある。 ・広域避難として近隣自治体への避難を想定しているが、避難先の施設を十分確保できるかが課題である。

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方气象台)	関東地方整備局	課題
(E)住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(スピーカー、戸別受信機)、エリアメール、メール、フェイスブック、ツイッター、HP、電話(関係区長のみ)、広報車、TV・ラジオ等報道機関への依頼、コミュニティFM、ケーブルTVにより、避難に関する情報を住民に周知している。 ・要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)に避難に関連する情報(避難準備情報等)を伝達している。 ・防災行政無線(スピーカー)や広報車を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 ・住民に事前の知識がないと水位情報のみを伝えても効果がない。洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、住民へ十分浸透しているとは言えない。 ・コミュニティFMに難聴地域が有る(主に吉井地域)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアメール、メール、ツイッター、HP、広報車により、避難に関する情報を住民に周知している。 ・要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)に避難に関連する情報(避難準備情報等)を伝達している。 ・山間地の区長に衛星携帯電話を配布し、有事の際に発信。 	<ul style="list-style-type: none"> エリアメール、メール、HP、電話、広報車、TV・ラジオ等報道機関への依頼、コミュニティFMにより、避難に関する情報を住民に周知している。 ・要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)や市民ホール等に避難に関連する情報(避難準備情報等)を電話やメールにより伝達している。 ・広報車を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 ・情報掲載場所の周知が課題である。 ・コミュニティFMに難聴地域がある(町内2地域)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(スピーカー、戸別受信機)、メール、HP、電話、広報車、TV・ラジオ等報道機関への依頼、LINEにより、避難に関する情報を住民に周知している。 ・要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)や市民ホール等に避難に関連する情報(避難準備情報等)を伝達している。 ・防災行政無線(スピーカー)や広報車を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線(スピーカー)、エリアメール、メール、フェイスブック、HP、電話、広報車、テレビ埼玉でのデータ放送により、避難に関する情報を住民に周知している。 ・要配慮者施設(福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設)や市民ホール等に避難に関連する情報(避難準備情報等)を伝達している。 ・防災行政無線(スピーカー)を利用して情報を伝達する際に、大雨や暴風時には聞こえない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近等では県HPで県民に対する注意喚起を掲載。 ・市町で避難勧告等が発令された場合にはFAXで報道機関に情報提供。 ・群馬県水位・雨量情報ホームページにより河川水位・ダムの貯水位、流入量、放流量などの情報を周知している。 ・避難勧告発令時の瞬時の情報共有の方法が課題である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県版川の防災情報HPにおいて、水位観測所のカメラ画像を公開している。 ・市町村へ水位情報をFAXしているが、県からは直接要配慮者施設等に伝達していない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨・暴風により防災行政無線や広報車の音声の聞き取りが困難となる懸念がある。 ・災害情報について洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、住民へ十分浸透しておらず、水位情報のみを伝えても効果がない。 ・コミュニティFMに難聴地域がある。
(F)避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、自治体職員、水防団、警察官、自主防災組織が行う。 ・地域防災計画にて『避難行動要支援者の避難は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網(町内会連絡網)を定めるなど、地域の自主防災組織等が支援する。』としている。 ・地域防災計画にて『施設等の避難誘導は、施設管理者等が避難誘導体制を整備し、あらかじめ定めた避難場所まで避難誘導を行う。』としている。 ・住民の避難誘導を促すため、町内会や自主防災組織からの要望による出前講座を実施している。 ・住民に地域のリスクについて十分理解していただき、いざという時には行政からの指示が無くても動ける体制が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、水防団、自主防災組織が行う。 ・要配慮者の避難誘導体制を定めている。 ・学校、福祉施設、教育施設等の避難誘導体制を定めている。 ・住民の避難誘導を促すため、自主防災組織を中心に住民の避難訓練を行い、また、出前講座により防災意識を高めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、水防団、自主防災組織が行う。 ・地元区(自主防災組織等を含む)、社協などが要配慮者の避難誘導体制を定めている。 ・学校、福祉施設、教育施設等の避難誘導体制を定めている(各施設で対応)。 ・住民の避難誘導を促すため、住民への出前講座実施、過去の水害を伝承する紙芝居作成、広報への防災関係特集記事掲載、自主防災組織で防災訓練実施、町主催で毎年小学校(巡回)を会場に地域防災訓練を実施。 ・外国人へ小冊子で案内している。 ・要配慮者の避難に係る個別計画の作成に関する懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、自治体職員、水防団、警察官、自主防災組織が行う。 ・要配慮者の避難誘導体制を定めている。 ・学校、福祉施設、教育施設等の避難誘導体制を定めている。 ・住民の避難誘導を促すため、小中学校での防災教育、住民への防災講演会、防災に関するパンフレット等広報資料作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導は、自治体職員、水防団、警察官、自主防災組織が行う。 ・要配慮者の避難誘導体制を定めている。 ・学校、福祉施設、教育施設等の避難誘導体制を定めている。 ・住民の避難誘導を促すため、洪水・内水ハザードマップ作成。 ・外国人への情報伝達として語学ボランティアの協力、対訳カード等。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難誘導を促すため、自主防災組織を対象に地域災害対応力養成支援(DIG・HUG訓練)を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ・外国人への情報伝達として、気象庁HPでは英語表記ページへの切替リンクがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の避難誘導体制が確保されていない地域がある。 ・要配慮者の個別事情を踏まえた避難計画を策定していない。 	

②水防に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(G)河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 ・リアルタイムで水位が分かる訳ではないのでタイムラグが生じ、その分初動が遅れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 ・利根川水系のダム操作情報等が得られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県水防計画に基づく伝達系統によりFAXにて連絡。水位及び雨量については群馬県水位雨量情報HPにて公開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水伝達系統を水防計画の中で設定し訓練している。 ・各自治体毎でメール配信などの情報提供を行っているが、ユーザーの混乱を招くため一元化した方が良かったのではないか。 			<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生のおそれがある場合は、関東地方整備局(高崎河川国道事務所)から関係市町長に情報伝達(ホットライン)を実施することとしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位等の情報把握の遅れにより、防災対応の初動が遅れる事が懸念される。
(H)河川の巡視区間	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時に、河川管理者と合同点検を行っている。 ・洪水時に必要に応じて建設部職員、消防職員による巡視が行われている。 ・河川巡視により得られた情報を平常時より、関係機関(国、ダム等)との連絡体制を確保しており、洪水時は必要に応じて消防団より連絡されている。 ・洪水時の巡視は、職員の安全確保に懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位や降雨状況によって判断し、水防団や職員により構成された機動隊が巡視を行う。 ・河川巡視により得られた情報を水防団と共有する体制がある。 ・年1度水防工法訓練を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、出水期前に河川の合同巡視(河川管理者・自治体職員・消防署員・場合によっては地元区長が参加。)を実施。 ・洪水が懸念される機会毎に河川巡視を実施(水防団・消防署員・自治体職員)。 ・河川巡視により得られた情報を平常時より、関係機関(国、ダム等)との連絡体制を確保しており、洪水時は必要に応じて消防団より連絡されている。 ・地域防災訓練、各地区の防災訓練、H27利根川水系連合・総合水防演習。訓練は年に2回程度。内容は土嚢作り(フランター利用簡易土嚢含む)、搬送訓練等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時の点検について計画がある。 ・河川巡視により得られた情報を、関係機関(国、ダム等)、水防団と共有する体制がある。 ・水防活動に関する訓練(年1回 土嚢づくりやロープワーク等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時は、年1回水防管理者が河川等の巡視を行う。 ・台風などで増水のおそれがある場合、水防管理者が行う。 ・河川巡視により得られた情報を関係機関(国、ダム等)、水防団と共有する体制がある。 ・水防活動に関する訓練(年一回 土のう作り、やロープワーク等)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時(1~2回程度/1河川/月、各土木事務所に河川巡視員を配置)。 ・洪水時(洪水状況により巡視、各土木事務所に水防待機職員を配置)。 ・被害があった場合は群馬県土整備防災情報HPにて伝達。 ・洪水時に、河川の巡視員は、道路交通規制配備員と重なるため、その調整及び人員不足が懸念される。 ・水防技術講習会、利根川水系連合・総合水防演習を各1回/年実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数回/週の頻度で河川パトロールを実施。 ・洪水時は水防団が巡視。 ・平常時の連絡体制は、水防計画に報告様式、連絡先を記載。 ・洪水時は水防計画に連絡先を記載。 ・巡視範囲が広いため全ての河川を回るには時間を要する。また、重要箇所は頻りに回るが、それ以外を巡視する時間があまりとれない。 ・水防技術講習会、利根川水系連合・総合水防演習を各1回/年実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下久保ダムからのゲート放流時に職員が巡視を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間(重要水防箇所等)の共同点検を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時の巡視は、安全確保に懸念がある。 	
(I)水防活動の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織への支援として結成時:10万円上限の補助、訓練時:3万円上限の補助を実施。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・自主防災組織率:約61% ・水防計画を策定している。 ・実際に実施する機会が無いので課題が不明。 ・水防活動の訓練、訓練を指導できる者が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・自主防災組織率は9%だが活動している組織が少ない。 ・自主防災組織については、資器材購入費として、最大5万円(補助率2分の1)の補助を行っている。 ・水防計画を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の立ち上げ支援として設立届様式等の配布並びに自主防災組織の必要性の説明。 ・自主防災組織の育成支援として各地域の訓練実施啓発。訓練内容の紹介。 ・防災資器材購入補助(10万円未満/地区、現物支給)、町予算99万円。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・自主防災組織率:92.89%(世帯数割)→22地区/25地区 ・水防計画を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活動補助金や、資器材購入の補助。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・水防計画を策定している。 ・自主防災組織の立ち上げ支援、育成支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の立ち上げ支援、水防資器材の補助を行っている。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している。 ・自主防災組織率:100% ・水防計画を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織のリーダーとして活躍できる人材の育成・発掘を目的に県民防災塾を実施。 ・水防団の人数、年齢構成を把握している(毎年調査を実施)。 ・自主防災組織率:83.2%(H27.4現在) ・水防計画を策定している。 ・水防団員数の減少と高齢化、サラリーマン団員の増加等により実働出勤者の減少。水防工法、水防技術の知識低下。 			<ul style="list-style-type: none"> ・水防団員数の減少と高齢化、サラリーマン団員の増加等により実働出勤者が減少し、また、水防工法、水防技術の知識低下が懸念される。 		

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(J)水防 資機材の 整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水防倉庫を設置している(8箇所) ・水防資機材の数量リストを作成している。 ・水防資機材の点検、補充を定期的実施していない。 ・大規模水害の際には水防資機材は不足する。特に救助用のボートが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署敷地内に水防倉庫を設置している。 ・水防資機材の数量リストを作成している。 ・水防資機材の点検、補充を定期的には実施していないが、必要に応じ実施。 ・ボート1台保有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防倉庫を設置している。 ・水防資機材の数量リストを作成している。(簡易なもの) ・水防資機材の点検を実施しているが、補充が十分でない。 ・町内の南東地区の浸水が懸念されるが、ゴムボートが2台しかないため、対応が取れない。過去の水害時には、個人でも小舟を所有していた時代があった。 ・どの程度資機材を整備する必要があるか不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防倉庫を設置している(2箇所) ・水防資機材の数量リストを作成している。 ・水防資機材の点検、補充を必要に応じ実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防倉庫を設置している(長浜、忍保)。 ・水防資機材の数量リストを作成している。 ・水防資機材の点検、補充を定期的実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防倉庫は、県内に122箇所(県管理14箇所、市町村等管理110箇所)防災ステーションは伊勢崎市の広瀬川に1箇所設置。 ・水防資機材の数量リストを作成している。 ・未使用資材の品質確保の継続、大規模災害時の資材確保に懸念がある。 ・水防資機材の点検、補充を定期的実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防倉庫は埼玉県内17箇所に設置。 ・水防資機材の数量リストを作成している。 ・水防資機材の点検、補充を定期的実施。 ・水防倉庫が老朽化している。 			<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄資材置場や水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模水害の際には水防資機材は不足する。特に救助用のボートが不足する地域がある。

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方气象台)	関東地方整備局	課題
(K)排水施設、排水資機材の操作・運用	・平常時から排水ポンプ車の定期的な保守点検実施し災害発生時における出動体制を確保している。		・内水排除対策として町内に雨水管を敷設し、排水対策を実施。(ボックスルハート3,000×1,500程度)				・排水機場故障時のバックアップ体制に懸念がある。			・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ・樋管の操作点検を毎月実施している。 ・烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。 ・既存の排水施設、排水システムも考慮しつつ、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	・烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。 ・排水機場故障時のバックアップ体制に懸念がある。 ・既存の排水施設、排水システムも考慮しつつ、今後想定される大規模浸水に対し、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。
(L)ダム等の危機管理型の運用							・県管理ダムはダム操作規則により洪水に対応している。 ・操作規則によりダム流入量が洪水量に達することが予想された場合、洪水警戒体制に入り、ダム下流の関係機関に対して「洪水警戒体制」を通知している。 ・非常用洪水吐からの越流前に関係機関へ通知するとともに、ダム下流において、警報局のサイレン及び警報車による巡回を行っている。	・規定の操作ルールにより、下久保ダムの防災操作を実施している。 ・洪水の発生が予想される場合には、操作規則に基づき洪水警戒体制を執るとともに、関係機関へ体制発令の通知を行っている。 ・ダムからの放流及び防災操作開始時等においては、関係機関へ通知を行う。また、下流警報局舎のサイレン吹鳴及びスピーカ放送を行うとともに、警報車による巡回を行っている。 ・下流洪水被害軽減のため、所定の条件を満たした場合には、事前放流により洪水調節容量を増加させる取組を試行している。 ・近年の大規模水害の発生等を踏まえ、下久保ダムの計画規模を超えるような洪水に対して、下流被害を軽減するために、ダム容量の更なる有効活用を検討する必要がある。		・近年の大規模水害の発生等を踏まえ、下久保ダムの計画規模を超えるような洪水に対して、下流被害を軽減するために、ダム容量の更なる有効活用を検討する必要がある。	

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (下久保ダム管理所)	気象庁 (前橋地方気象台)	関東地方整備局	課題
(M)堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容										<ul style="list-style-type: none"> ・堤防が整備されていない区間に対して、堤防整備を推進している。 ・堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高い。

○概ね5年で実施する取組①

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関																
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	(下久保ダム管理所) 水資源機構	(前橋地方気象台) 気象庁	関東地方整備局							
1) ハード対策の主な取組																						
■洪水を安全に流すための対策																						
	①		・優先的に実施する堤防整備（流下能力対策）	M-1	平成32年度																	
■危機管理型ハード対策																						
	①		・水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護	M-1	平成32年度																	
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																						
	①		・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための施設の整備	E-1 E-2 E-3 G-1	平成28年度から 順次実施																	
	②		・避難行動に必要な映像提供を考慮したCCTVカメラの配置	E-2 G-1	平成28年度から 順次実施																	
	③		・観測機器、電源設備、通信経路、光ファイバー網等の二重化	E-2 G-1	平成30年度																	
	④		・堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	K-1	平成32年度																	
	⑤		・水防資機材の配備	J-1 K-3	引き続き実施																	
	⑥		・排水ポンプ車等災害対策車両の配備	K-2 K-3	引き続き実施																	

○概ね5年で実施する取組①

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関																	
						高崎 市	藤岡 市	玉村 町	神川 町	上里 町	群馬 県	埼玉 県	(下久保 ダム管理 所)	(前橋地 方気象台)	気象 庁	関東地 方整備 局							
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組																							
■情報伝達、避難計画等に関する取組																							
		①	・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	E-1 E-2 E-3 G-1	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
		②	・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオの配布	E-1 E-2 E-3 G-1	引き続き実施	○		○	○														
		③	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	E-1 E-2 G-1	引き続き実施							○	○			○							
		④	・避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 B-3	平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○					○	○							
		⑤	・広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 D-5	引き続き実施	○	○	○		○													
		⑥	・緊急避難場所の確保	D-1 D-2	平成28年度から 順次実施	○	○																
		⑦	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知	B-2 C-1	引き続き実施										○	○							
		⑧	・要配慮者の避難計画の検討	F-2	平成29年度から 順次実施	○	○	○	○	○													

○概ね5年で実施する取組①

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関																		
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	(下久保ダム管理所) 水資源機構	(前橋地方気象台) 気象庁	関 東 地 方 整 備 局									
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組																								
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																								
		①	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A-1 C-1 D-1	平成29年度（県） 平成28年8月（国）																			
		②	・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの策定・周知	A-1 C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 F-1	平成28年度から 順次実施	○	○	○	○	○														
		③	・「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供等、防災気象情報の改善	B-2 E-2	平成29年度																	○		
		④	・地域の自主的な避難につながる避難訓練等の防災訓練の実施	D-1 D-2	引き続き実施	○	○	○																
		⑤	・集団避難の誘導者の指定・育成	D-1 D-2	平成28年度から 順次実施				○		○													
		⑥	・水防災に関する説明会の開催	A-1 B-2 D-1 E-2	引き続き実施	○	○	○	○	○												○		
		⑦	・教員を対象とした講習会の実施	A-1 B-2 D-1 E-2	平成28年度から 順次実施																	○ ○		
		⑧	・小中学校等における水災害教育の実施	A-1 B-2 D-1 E-2	引き続き実施			○	○													○ ○		
		⑨	・住民等による防災知識の普及活動の推進	A-1 B-2 D-1 E-2	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○										○		

○概ね5年で実施する取組①

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施機関																		
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	(下久保ダム管理所) 水資源機構	(前橋地方気象台) 気象庁	関東地方整備局									
2) ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																								
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																								
		①	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	A-1 B-2 D-1 E-2 H-1	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
		②	・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	H-1 I-1	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○												
		③	・水防団同士の連絡体制の確保	H-1 I-1	引き続き実施	○	○	○		○														
		④	・関係機関と連携した水防訓練の実施	I-1	引き続き実施		○		○	○	○						○							
		⑤	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	I-1	引き続き実施				○															

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局			
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1) ハード対策の主な取組																										
■洪水を安全に流すための対策																										
	①		・優先的に実施する堤防整備（流下能力対策）	M-1																				・堤防が整備されていない区間の堤防整備	平成32年度	
■危機管理型ハード対策																										
	①		・水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護	M-1																				・水害の発生に対するリスクが高い堤防の裏法尻補強、堤防天端保護	平成32年度	
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																										
	①		・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための施設の整備	E-1 E-2 E-3 G-1												・水位局更新35基、県庁統制局、土木事務所端末更新(H28~30年)	平成30年度		・雨量計、水位計を設置済み統一河川情報システムにより基準水位観測所の雨量や水位情報をリアルタイムで確認	(実施済み)				・簡易水位計の設置	平成28年度	
	②		・避難行動に必要な映像提供を考慮したCCTVカメラの配置	E-2 G-1												・河川監視カメラ34基設置(H28~30年)	平成30年度		・基準水位観測地点に監視カメラを設置現在5箇所を先行公開中で、今年度中に他15箇所の画像も公開予定	平成28年度						
	③		・観測機器、電源設備、通信経路、光ファイバー網等の二重化	E-2 G-1												・観測局~県庁統制局の通信経路二重化(H28~30年)	平成30年度									
	④		・堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	K-1																				・堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	平成32年度	
	⑤		・水防資機材の配備	J-1 K-3	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み ・水難救助資材等の整備	引き続き実施 平成32年度		・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施	・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施		・水防倉庫を設置し、水防資機材の数量リストを作成済み	引き続き実施				・洪水対策計画書に基づき水防資機材を整備	引き続き実施	
	⑥		・排水ポンプ車等災害対策車両の配備	K-2 K-3	・排水ポンプ車等災害対策車両の配備を平成20年度から継続	引き続き実施													・水防車の更新を予定	平成29年度	・ポンプ搭載車両の配備・運用(水機構・関東管内事業所)	引き続き実施			・排水ポンプ車等災害対策車両の配備	引き続き実施

〇概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局		
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組																									
■情報伝達、避難計画等に関する取組																									
		①	・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	E-1 E-2 E-3 G-1	・緊急速報メールによるプッシュ型の情報発信	引き続き実施	・緊急速報メールによるプッシュ型の情報発信	引き続き実施	・広報車による情報発信	引き続き実施	・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信	平成32年度	・防災メールとSNSによる情報提供	引き続き実施	・Lアラートを導入予定であり、導入によりテレビ・ラジオなどのメディアを通じ、住民への迅速な情報提供が可能	平成29年度	・メール配信による水位情報などの提供	引き続き実施	・洪水調節効果のリアルタイム公表(HP上)	引き続き実施			・ライブ映像箇所の拡大 ・プッシュ型情報の発信	平成28年度から順次実施	
		②	・情報伝達手段の多重化としてのコミュニティFM放送の整備、防災ラジオの配布	E-1 E-2 E-3 G-1	・ラジオ高崎は平成9年4月に開局、平成9年7月に「災害時における放送要請に関する覚書」を締結	引き続き実施			・平成28年4月1日付けで、FMたまむらと「災害時における放送に関する協定書」を締結したので、実際の災害時対応について協議を実施予定	平成29年度	・防災ラジオの配布を行っている	引き続き実施													
		③	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	E-1 E-2 G-1											・群馬県水位雨量テレメータシステム改修に併せホームページリニューアル(H28~30年)	平成30年度	・埼玉県版川の防災情報サイトを公開開始	平成28年度					・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	引き続き実施	
		④	・避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 B-3	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成28年度から順次実施	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成28年度から順次実施	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成28年度から順次実施	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成28年度から順次実施	・タイムラインの精度向上及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成28年度から順次実施								・市町のタイムラインの精度向上に対する支援及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成28年度から順次実施	・市町のタイムラインの精度向上に対する支援及び急激な水位上昇に対応した連携訓練の実施	平成28年度から順次実施
		⑤	・広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 D-5	・浸水想定区域が拡大したことを受け、緊急避難場所等も考慮した避難計画を作成する ・藤岡市と避難場所の相互利用について調整	平成32年度 引き続き実施	・高崎市と避難場所の相互利用について調整	引き続き実施	・H29年度以降、近隣市と広域避難に関する協議を検討したい	平成29年度			・地域防災計画の改訂に合わせて実施	平成32年度											
		⑥	・緊急避難場所の確保	D-1 D-2	・民間等の高層建築物を一時避難場所として確保する取組を実施	平成28年度	・民間等の高層建築物を一時避難場所として確保する取組を実施	平成29年度																	
		⑦	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知	B-2 C-1																		・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知	引き続き実施	・関東地方整備局と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知	引き続き実施
		⑧	・要配慮者の避難計画の検討	F-2	・内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき「高崎市避難行動要支援者の避難行動支援に関する計画」を平成26年度に策定	実施済み	・要配慮者の避難計画の検討	平成30年度	・H29年度以降、要配慮者の避難に係る個別計画作成推進	平成29年度	・要配慮者(援護者)の避難計画の検討	平成32年度	・地域防災計画の改訂に合わせて実施	平成32年度											

〇概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局			
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組																										
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																										
	①		・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A-1 C-1 D-1																				・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成28年8月	
	②		・想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップの策定・周知	A-1 C-1 D-1 D-2 D-3 D-4 F-1	・新町地域分を平成28年度中に実施 ・他地域は平成29年度以降実施	平成28年度から順次実施	・ハザードマップ(統合型防災マップ)の改正・周知	平成30年度	・H29以降、利根川(県管理)関係の浸水想定区域図の完成を待つて、町ハザードマップの見直しを実施	平成29年度以降	・見直し予定	平成32年度	・まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充に合わせて実施	平成29年度から順次実施												
	③		・「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供等、防災気象情報の改善	B-2 E-2																			・警報等における危険度を色分けした時系列表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化(H28年5月24日土砂災害警戒情報判定メッシュ情報の改善実施)	平成29年度		
	④		・地域の自主的な避難につながる避難訓練等の防災訓練の実施	D-1 D-2	・安全な避難につながる訓練を実施すると共に水難救助等の水防訓練を実施	引き続き実施	・各自主防災組織による避難訓練等の実施	引き続き実施	・町内各地区の自主防災組織訓練並びに毎年実施の地域防災訓練等で継続的に実施	引き続き実施																
	⑤		・集団避難の誘導者の指定・育成	D-1 D-2					・町内各地区での自主防災組織率100%を目指し、自主防災組織内で、避難誘導に係わる役割分担等を決めて頂く	平成28年度			・自主防災組織の防災リーダーと合わせて指定・育成	平成32年度												
	⑥		・水防災に関する説明会の開催	A-1 B-2 D-1 E-2	・出前講座において水防災に関する事項も説明	引き続き実施	・自主防災組織等への出前講座の実施	引き続き実施	・各地区の自主防災組織等への「出前講座」実施	引き続き実施	・水防災に関する説明会の開催	引き続き実施	・防災講習会による説明	引き続き実施				・出前講座の実施	引き続き実施					・出前講座の実施	引き続き実施	
	⑦		・教員を対象とした講習会の実施	A-1 B-2 D-1 E-2																			・教員を対象とした講習会の実施	平成28年度から順次実施	・教員を対象とした講習会の実施	平成28年度から順次実施
	⑧		・小中学校等における水災害教育の実施	A-1 B-2 D-1 E-2			・防災教育として教育委員会等で実施	引き続き実施	・教育委員会に依頼	引き続き実施								・出前講座の実施	引き続き実施				・小中学校等における水災害教育の実施	平成28年度から順次実施	・小中学校等における水災害教育の実施	平成28年度から順次実施
	⑨		・住民等による防災知識の普及活動の推進	A-1 B-2 D-1 E-2	・自主防災組織独自の避難訓練等への支援	引き続き実施	・住民や自主防災組織に対し出前講座、防災講演会の実施	引き続き実施	・自主防災組織独自の避難訓練等への支援	引き続き実施	・住民等による防災知識の普及活動の支援	引き続き実施	・自主防災組織の防災リーダーと合わせて指定・育成	平成32年度	・自主防災組織を対象に地域災害対応力養成支援(DIG・HUG訓練)を実施。自主防災組織のリーダーとして活躍できる人材の育成・発掘を目的に県民防災塾を実施	引き続き実施		・水防計画や浸水想定区域図をHP上で公開出前講座の実施	引き続き実施				・防災気象講演会を開催、出前講座を随時行っている	引き続き実施		

○概ね5年で実施する取組②

項目	事項	番号	内容	課題の対応	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (下久保ダム管理所)		気象庁 (前橋地方気象台)		関東地方整備局	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2) ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																								
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																								
	①		・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	A-1 B-2 D-1 E-2 H-1	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・自治体、地域住民等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・重要水防箇所の合同点検を毎年実施している	引き続き実施	・重要水防箇所の合同点検を毎年実施している	引き続き実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施	・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	引き続き実施
	②		・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	H-1 I-1	・年度当初に、連絡体制のためメール等の配信訓練実施	引き続き実施	・毎年最低1回メール等により実施	引き続き実施	・年度当初に、連絡体制のためメール等の配信訓練実施	引き続き実施	・水防団等への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	引き続き実施	・消防団訓練と合わせて実施	引き続き実施	・群馬県水防計画作成に併せ連絡先の見直し（毎年年度当初）洪水伝達演習による伝達訓練（毎年出水期前）	引き続き実施	・毎年、洪水対応演習を実施	引き続き実施						
	③		・水防団同士の連絡体制の確保	H-1 I-1	・各団内で連絡体制を確保	引き続き実施	・衛星携帯電話により対応	引き続き実施	・町防災行政無線を主に使用	引き続き実施			・消防団訓練と合わせて実施	引き続き実施										
	④		・関係機関と連携した水防訓練の実施	I-1			・市防災訓練に併せ実施	平成31年度			・関係機関と連携して水防工法の普及や水防訓練の実施	引き続き実施	・坂東上流水害予防組合及び神奈川沿岸水害予防組合主催の水防訓練を年一回実施	引き続き実施	・利根川水系連合総合演習（H32予定、水防活動～救助まで）水防技術講習会（1回/5年：開催県水防団、水防技術等）	平成32年度	・利根川水系連合・総合水防演習や水防技術講習会を実施している水防管理団体主催の水防演習に参加	引き続き実施					・利根川水系連合・総合水防演習への参加	引き続き実施
	⑤		・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	I-1							・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き実施												
2) ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組																								
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組																								
	①		・洪水浸水想定区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画（案）を作成	K-1 K-2 K-3																		・大規模水害を想定した緊急排水計画（案）を作成	平成29年度	
	②		・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練の実施	K-3	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的 に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的 に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的 に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的 に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的 に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的 に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的 に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的 に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的 に実施	・緊急排水計画（案）に基づく排水実働訓練への参加	平成29年度から定期的 に実施
	③		・ダムの容量を最大限活用する防災操作の検討	L-1															・ダムの容量を最大限活用する防災操作の検討	平成28年度から 検討実施				